

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月17日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社イズミ
【届出者の住所又は所在地】	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
【電話番号】	広島(082)264-3211(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 川西 正身
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社イズミ (広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社イズミを指し、「対象者」とは、株式会社スーパー大栄を指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社スーパー大栄

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在において、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）2,425,000株（保有割合（注1）27.03%）を保有し、対象者を持分法適用関連会社としています。当社及び対象者は、平成26年1月31日付で資本業務提携契約を締結していますが、今般、両社の一段の連携強化を企図し対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、当社は、平成26年12月16日開催の取締役会において、対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議しました。

当社は、本公開買付けにより対象者の議決権比率の51.0%（注2）に相当する株式数を所有することを企図していることから、買付予定数の上限を2,150,000株（10,000株未満を切上げております。）（保有割合23.96%）と設定しています。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,150,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定していませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,150,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。本公開買付け後の当社の保有株式数は最大で4,575,000株（保有割合50.99%）となる予定です。

対象者によって公表された平成26年12月16日付「株式会社イズミによる当社の普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年12月16日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な資本関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）より取得した株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）に照らせば、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（注1）保有割合とは、対象者が平成26年11月13日に提出した第44期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数8,972,000株に対する割合（小数点以下第三位四捨五入。）をいいます。

（注2）議決権数は、対象者が平成26年11月13日に提出した第44期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数（8,972,000株）から自己株式数（8,926株）を控除した株式数（8,963,074株）にかかる8,963個としています。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、ショッピングセンターやスーパーマーケット等の小売事業をコア・ビジネスとして、お客様にご満足いただける売場作りを追求しています。また、店舗展開においては、中国・九州・四国地方を出店エリアと定め、当該エリアに稠密な店舗網を形成することにより、地域における競争優位と“ゆめブランド”を確立することを目指しています。商品面では、品質・鮮度が高く安心・安全な商品を低価格でご提供する“いいもの安く”を各商品分野で実現するべく、商品開発や原価低減を推し進めています。

一方、対象者は、昭和46年2月の設立以来、「食」を通して地域社会の発展に貢献する理念を掲げ、スーパーマーケットを中心とした小売事業を中核として、人と環境に優しい高品質で安価な商品を提供しつつ、北九州市を中心に小売業（スーパー）、外食等の関連事業を主体に事業展開を図ってきました。対象者は、平成3年3月に福岡証券取引所に普通株式を上場し、平成14年4月に新規事業として生鮮ディスカウント「鮮ど市場」の展開に向けて株式会社新鮮市場（現、株式会社鮮どコンサルジャパン）との加盟店契約を締結しました。平成22年9月より、新規事業として、食料品や日用品等のディスカウントストア「サンディ」を展開しています。平成23年3月に対象者単独で業容の拡大を図るべく、株式会社鮮どコンサルジャパンとの加盟店契約を解除し、平成23年6月に「鮮ど市場」の屋号を「フレッシュ8」と改称しました。

当社と対象者は、両社の地域特性に対するノウハウの結集と相互補完を推し進め、地域に根ざした品揃えの実現やスケールメリットを活かした業務効率の改善に取り組むために、平成26年1月31日に資本業務提携契約を締結しました。同契約に基づき、当社は対象者の第三者割当増資を引き受けて1,772,000株（保有割合19.75%、1株当たり147円）を取得し、取締役の出向や営業上の取引関係を鑑みて平成26年3月に対象者を当社の持分法適用関連会社としました。その後、当該業務提携の一環として当社が対象者の店舗の活性化や仕入活動の見直しを支援するのと並行し、当社は、対象者の承認を得て対象者株式を追加取得しています。具体的には、平成26年5月に120,000株（保有割合1.34%、1株当たり150円）、平成26年7月に533,000株（保有割合5.94%、1株当たり161.48円）を市場外において取得し、その結果、当社の保有株式数は、2,425,000株（保有割合27.03%）となり、両社の関係はより緊密なものとなりました。

しかしながら、小売業を取巻く環境は、消費マインドの低迷や他業態を含めた競合の激化、人手不足や原材料価格の上昇など、対応が難しい状況が続いています。このような状況のもと、当社は、両社がお客様にご満足いただける売場作りを実践し企業価値を高めていくには一段の連携強化が必要であり、そのためには資本関係を一段と高めて対象者を当社の連結子会社として当社グループの一員であることを明確に位置づけるべきであるとの考えに至り、これを対象者に提案したところ、平成26年9月下旬に対象者から合意を得ることができました。

当社としましては、対象者を連結子会社化することで、現状、当社が出店地域として定めている他地域に比較して手薄な北九州市周辺におけるドミナント化を進めることとなり、仕入・物流・販促等に係るスケールメリットを享受することができます。さらに、地域密着型小売業である両社がノウハウを交換することにより地域特性にあった品揃えを一段と高いレベルで展開できるものと期待しています。

一方、対象者においては、事業環境が厳しくなる中、当社の連結子会社となることにより、以下のようなシナジーが期待されます。

- (a) 当社の売場作りに関するノウハウを共有することで、お客様のニーズに対応した品質と価格を幅広い商品分野で実現することが期待されます。特に、昨今ニーズが高まっている総菜類につき、これを直営部門として売場展開することで店舗全体の競争力と収益力を高めることが期待されます。このような考えのもと、資本業務提携契約の締結以来、各店舗毎のリニューアルを進めています。さらに店舗運営や品揃えに関する指導を進めていくことでより大きな効果の発現とその定着を図っていきます。
- (b) 商品仕入や物流、資材購入等において、スケールメリットによる原価低減が期待されます。これについては資本業務提携契約の締結以来取り組んでおり、既に効果が一部現れていますが、今後さらに一段の改善を追求していきます。
- (c) 当社の経営資源のうち対象者に有効性が期待されるものを随時導入していきます。特に、当社グループが発行するショッピング・カード“ゆめカード”及び電子マネー“ゆめか”については、お客様の利便性向上や固定客作り、販売促進活動等に大きな効果が期待されます。他にも、人材教育や評価報奨制度及び情報システム、経営管理手法等の見直しにより、組織の活性化や業務効率の改善が見込まれます。また、不採算事業の見直しや新規出店等についても両社が連携していくことで、収益性の改善や成長機会の獲得を図れるものと考えています。

対象者は、当社より本公開買付けについての申し入れを受け、社内にて協議した結果、対象者が当社の連結子会社となることで、以上のように当社及び対象者の間で進めている(a)ノウハウの共有による店舗全体の競争力・収益力の強化、(b)商品仕入や物流、資材購入等におけるスケールメリットの拡大、及び(c)カード戦略の共有化等における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けに賛同するに至り、当社との間で本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉を開始したとのことです。

小売業にとって外部環境への対応が一段と難しさを増していく中、当社及び対象者はこれらのシナジーを早期に実現させて競争力と収益力を高めていかなければなりません。当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることが、両社の取り組みを着実に推し進め企業価値の向上に結びつける上で必要であり、ステークホルダーの皆様にとっても最良の選択であると判断し、平成26年12月16日開催の取締役会において本公開買付けを実施することを決議しました。

なお、当社は、本公開買付け実施後も引き続き、平成26年1月31日付資本業務提携契約に基づく業務提携を両社協議の上で推し進め、対象者の競争力と収益力の向上を支援していきたいと考えています。また、対象者の企業価値の向上のために、現在の経営陣及び従業員の皆様には引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力いただきたいと考えています。なお、対象者の役員構成（当社から対象者へ常務取締役1名（北山茂樹）が出向しています。）や事業内容に変更を加えることは予定していません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は対象者の支配株主ではありませんが、当社が対象者株式2,425,000株（保有割合27.03%）を保有して対象者を持分法適用関連会社としていることや、上述のとおり当社から対象者に常務取締役1名（北山茂樹）が出向しているという状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施しました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」、「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、両社から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、AGSコンサルティングは、両社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。

AGSコンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はAGSコンサルティングから平成26年12月15日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者はAGSコンサルティングから、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 156円～160円
類似会社比較法	: 148円～186円
DCF法	: 144円～197円

市場株価法では、平成26年12月15日を算定基準日として、対象者株式の福岡証券取引所における直近1ヶ月間の終値単純平均値160円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値157円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値156円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は156円から160円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、148円から186円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期下期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、144円から197円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、当社との業務提携の推進により、平成28年3月期においては、既存店舗改装効果による売上高の増加、共同仕入れによる仕入れコスト等の削減に加え、販売管理費等の大幅な削減などにより、平成27年3月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、平成29年3月期においては、既存店舗改装効果の通期貢献が見込まれること及び改装費用の一巡による販売管理費等の大幅な削減により、平成28年3月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

対象者における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者から独立した対象者顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である近江法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成26年12月16日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全5名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない1名を除く取締役4名の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、北山茂樹は当社から出向しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉に参加していないとのことです。

なお、対象者は、対象者が当社の連結子会社となることで、当社及び対象者の間で進めている総菜売場の拡大、品揃えの充実、カード戦略の共有化、共同仕入れの拡大、原価交渉力の強化、物流・システムの連携による徹底したコスト削減等における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングより取得した対象者株式価値算定書、並びに公開買付者から独立した対象者顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である近江法律事務所からの助言を踏まえうえで、平成26年12月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社とのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な資本関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、AGSコンサルティングより取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名全員が、本公開買付けに賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

(4) 本公開買付け後の対象者株式の取得予定

本公開買付けによって、当社が対象者の議決権数の51.0%を所有することとなる対象者株式(2,150,000株)を取得することができなかった場合において、当社が本公開買付け後に対象者株式を追加取得するか否かは現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定です。

また、本公開買付けによって、当社が対象者の議決権数の51.0%を所有することとなる対象者株式を取得することができた場合には、現時点において対象者株式を追加取得する予定はありません。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者株式は、本書提出日現在、福岡証券取引所に上場しています。対象者は、今後も上場を維持し対象者の株主の皆様へ引き続き報いていきたいという意向があり、当社も対象者の意向を尊重していますので、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場を維持する方針です。したがって、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、2,150,000株(保有割合23.96%)を買付予定数の上限として設定していますので、本公開買付け後の当社の保有株式数は最大で4,575,000株(保有割合50.99%)にとどまる予定です。

但し、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、福岡証券取引所における株券上場廃止基準第2条に規定される上場廃止基準(以下「福岡証券取引所上場廃止基準」といいます。)のうち、下記の及びに抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となります。対象者株式が福岡証券取引所において上場廃止となった場合には、対象者株式は福岡証券取引所において取引をすることができなくなります。

少数特定者持株数(大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。))をいう。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。

(b) 少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている場合であって、上場会社が福岡証券取引所が定める日までに福岡証券取引所の定める公募、又は数量制限付分売予定書を福岡証券取引所に提出しないとき。

株主数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。)が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が福岡証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場維持に向けた方策を実行する予定です。上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現在決定している事項はありません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年12月17日（水曜日）から平成27年2月5日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年12月17日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金183円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 （ ）	-
株券等預託証券 （ ）	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下「山田ビジネスコンサルティング」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、山田ビジネスコンサルティングより平成26年12月15日付で提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にしました。なお、山田ビジネスコンサルティングは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。また、当社は、山田ビジネスコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>山田ビジネスコンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っています。各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法： 156円～160円 DCF法： 170円～211円</p> <p>市場株価法では、対象者株式の市場取引の状況等を勘案の上、本株式価値算定書提出日である平成26年12月15日を基準日として、対象者株式の直近1ヶ月の株価終値単純平均値160円、直近3ヶ月の株価終値単純平均値157円及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値156円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を156円から160円までと算定しています。なお、市場株価法で使用している対象者株式の株価終値単純平均値については、福岡証券取引所におけるものです。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、対象者へのマネジメントインタビュー等の諸要素を踏まえて平成27年4月1日以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を170円から211円までと算定しています。</p>

	<p>なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、当社との業務提携の推進により、平成28年3月期においては、既存店舗改装効果による売上高の増加、共同仕入れによる仕入れコスト等の削減に加え、販売管理費等の大幅な削減などにより、平成27年3月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、平成29年3月期においては、既存店改装効果の通期貢献が見込まれること及び改装費用の一巡による販売管理費等の大幅な削減により、平成28年3月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。</p> <p>当社は、山田ビジネスコンサルティングから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年12月16日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり183円とすることを決定しました。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり183円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年12月15日の対象者株式の福岡証券取引所における終値169円に対して8.28%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム）の計算において同じです。）、平成26年12月15日までの直近1ヶ月の終値単純平均値160円に対して14.38%、平成26年12月15日までの直近3ヶ月の終値単純平均値157円に対して16.56%及び平成26年12月15日までの直近6ヶ月の終値単純平均値156円に対して17.31%のプレミアムを加えた金額となります。平成26年12月15日は、本書提出日の直前の取引成立日となります。</p> <p>なお、当社は、平成26年3月に対象者が実施した第三者割当増資において、対象者株式1,772,000株（保有割合19.75%）を1株当たり147円で引き受けています。また、平成26年5月に対象者株式120,000株（保有割合1.34%）を1株当たり150円で、平成26年7月に対象者株式533,000株（保有割合5.94%）を1株当たり161.48円で市場外において取得しています。これらの取得価格は、取得時の時価を基準として当事者間の合意により決定していますので、市場価格にプレミアムが付された本公開買付価格とは異なり、本公開買付価格よりそれぞれ36円、33円、21.52円低い金額となっています。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社と対象者は、両社の地域特性に対するノウハウの結集と相互補完を推し進め、地域に根ざした品揃えの実現やスケールメリットを活かした業務効率の改善に取り組むために、平成26年1月31日に資本業務提携契約を締結しています。同契約に基づき、当社は対象者の第三者割当増資を引き受けて1,772,000株（保有割合19.75%、1株当たり147円）を取得し、取締役の outgoing や営業上の取引関係を鑑みて平成26年3月に対象者を当社の持分法適用関連会社としました。その後、当該業務提携の一環として当社が対象者の店舗の活性化や仕入活動の見直しを支援すると並行し、当社は、対象者の承認を得て対象者株式を追加取得しており、その結果、両社の関係はより緊密なものとなりました。</p> <p>しかしながら、小売業を取巻く環境は、消費マインドの低迷や他業態を含めた競争の激化、人手不足や原材料価格の上昇など、対応が難しい状況が続いています。このような状況のもと、当社は、両社がお客様にご満足いただける売場作りを実践し企業価値を高めていくには一段の連携強化が必要であり、そのためには資本関係を一段と高めて対象者を当社の連結子会社として当社グループの一員であることを明確に位置づけるべきであるとの考えに至り、これを対象者に提案したところ、平成26年9月下旬に対象者から合意を得ることができました。</p> <p>当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることが、両社の取り組みを着実に推し進め企業価値の向上に結びつける上で必要であり、ステークホルダーの皆様にとっても最良の選択であると判断し、平成26年12月16日開催の取締役会において本公開買付けを実施することを決議し、本公開買付価格を以下の経緯で決定しました。</p>

	<p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田ビジネスコンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、山田ビジネスコンサルティングより提出された本株式価値算定書を参考にしました。なお、山田ビジネスコンサルティングは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。また、当社は、山田ビジネスコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>山田ビジネスコンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っています。各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法： 156円～160円 DCF法： 170円～211円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、山田ビジネスコンサルティングから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年12月16日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり183円とすることを決定しました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,150,000（株）	-（株）	2,150,000（株）

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,150,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,150,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,150
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月17日現在)(個)(d)	2,425
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月17日現在)(個)(g)	493
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	8,892
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	23.99
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	56.54

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,150,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月17日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年11月13日に提出した第44期第2四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(8,972,000株)から自己株式数(8,926株)を控除した株式数(8,963,074株)に係る議決権の数8,963個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)」として計算しています。

(注4) 各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付けを行うこととなります。かかる買付けを行った場合には、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は56.54%を下回ることとなります。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画届出書をあらかじめ届け出なければならず(以下当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされています（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成26年10月29日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されています。そして、公正取引委員会から平成26年11月21日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しています。また、本件株式取得に関しては、平成26年11月28日の経過をもって、取得禁止期間は終了しています。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成26年11月21日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）
許可等の番号 公国総第144号

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	393,450,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	24,000,000
その他(c)	11,000,000
合計(a)+(b)+(c)	428,450,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(2,150,000株)に、1株当たりの買付価格(183円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,307,244
計(a)	2,307,244

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,307,244千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成27年2月12日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,150,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,150,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合は、公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数 の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日） 平成26年5月30日 関東財務局長に提出

□ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第54期第2四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日） 平成26年10月15日関東財務局長に提出

事業年度 第54期第3四半期（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日） 平成27年1月14日を目途に関東財務局長に提出予定

八 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社イズミ

（広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2,920 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,920	-	-
所有株券等の合計数	2,920	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式8,926株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2個が含まれています。但し、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月17日現在)(個)(g)」に含めていません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2,425 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,425	-	-
所有株券等の合計数	2,425	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	495 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	495	-	-
所有株券等の合計数	495	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式8,926株を保有していますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2個が含まれています。但し、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月17日現在)(個)(g)」に含めていません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年12月17日現在)

氏名又は名称	株式会社スーパー大栄
住所又は所在地	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
職業又は事業の内容	一般食料品・生鮮食料品・日用雑貨・軽衣料販売のスーパーマーケットチェーン
連絡先	連絡者 株式会社スーパー大栄 連絡場所 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 電話番号 (093) 602 - 2770 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年12月17日現在)

氏名又は名称	中山 勝彦
住所又は所在地	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スーパー大栄 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社スーパー大栄 連絡場所 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 電話番号 (093) 602 - 2770 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年12月17日現在)

氏名又は名称	宮下 信一
住所又は所在地	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スーパー大栄 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社スーパー大栄 連絡場所 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 電話番号 (093)602-2770(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年12月17日現在)

氏名又は名称	阪本 博美
住所又は所在地	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スーパー大栄 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社スーパー大栄 連絡場所 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 電話番号 (093)602-2770(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年12月17日現在)

氏名又は名称	木塚 博行
住所又は所在地	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スーパー大栄 常勤監査役
連絡先	連絡者 株式会社スーパー大栄 連絡場所 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 電話番号 (093)602-2770(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
株式会社スーパー大栄

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式8,926株を保有していますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

中山 勝彦

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	340(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	340	-	-
所有株券等の合計数	340	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式1,609株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個が含まれています。

宮下 信一

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	141 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	141	-	-
所有株券等の合計数	141	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式1,987株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個が含まれています。

阪本 博美

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	12 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	12	-	-
所有株券等の合計数	12	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式1,337株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個が含まれています。

木塚 博行

(平成26年12月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式1,746株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個が含まれています。

(注2) 木塚博行氏は小規模所有者に該当しますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月17日現在)(個)(g)」に含めていません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングより取得した対象者株式価値算定書、並びに公開買付者から独立した対象者顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である近江法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成26年12月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社とのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な資本関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、AGSコンサルティングより取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」、「3 買付け等の目的」、「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	福岡証券取引所						
	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月
最高株価（円）	154	162	160	165	159	159	180
最低株価（円）	144	151	153	152	149	153	158

(注) 平成26年12月については、平成26年12月16日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日 福岡財務支局長に提出

事業年度 第43期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 福岡財務支局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日 福岡財務支局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社スーパー大栄
(北九州市八幡西区中須一丁目1番7号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、平成26年11月12日付プレスリリース「平成27年3月期第2四半期累計期間業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しています。当該公表によれば、対象者の「平成27年3月期第2四半期累計期間業績予想数値と実績値との差異(平成26年4月1日～平成26年9月30日)」及び「平成27年3月期通期業績予想数値の修正(平成26年4月1日～平成27年3月31日)」は以下(公表内容の概要)のとおりとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

下記(公表内容の概要)における「当社」との記載は、対象者を指します。

(公表内容の概要)

平成27年3月期第2四半期累計期間業績予想数値と実績値との差異(平成26年4月1日～平成26年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	11,500	30	10	10	1.11
今回実績値(B)	11,123	313	326	398	44.47
増減額(B - A)	376	343	336	408	
増減率(%)	3.3				
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成26年3月期第2四半期)	11,477	48	62	107	14.92

平成27年3月期通期業績予想数値の修正(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	23,500	130	100	100	11.15
今回修正予想(B)	24,153	5	31	112	12.50
増減額(B - A)	653	135	131	212	
増減率(%)	2.8				
(ご参考)前期実績 (平成26年3月期)	23,008	9	19	118	16.12

差異及び修正の理由

平成27年3月期第2四半期累計期間における個人消費は消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏場の天候不順が影響し、想定外の落ち込みとなり不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社では株式会社イズミ主導により、平成26年5月15日「D&D行橋店」を皮切りに大型店を中心に店舗の活性化を図ってまいりました。活性化した店舗は何れも前年を上回る売上高を確保しているものの、活性化に伴う創業費や人件費が先行投資となり、営業利益、経常利益及び四半期純利益は当初見込みから減少する見通しとなりました。

通期予想につきましても、第2四半期累計期間の結果を踏まえ、営業利益、経常利益及び当期純利益は、当初見込みを下回る見通しです。